

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

1 日 時

平成30年6月22日（金） 午後 1時31分から
午後 3時22分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、嶋幸一、志村学、木田昇、二ノ宮健治、玉田輝義、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木付親次、羽野武男、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 山本章子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第73号議案から第76号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。

継続請願24及び継続請願29については、不採択とすべきものと、いずれも賛成少数をもって決定した。

請願31については、継続審査とすることを、全会一致をもって決定した。

(2) 第69号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第84号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。

(3) 陳情17及び陳情19について、質疑を行った。

(4) OITAえんむす部出会いサポートセンターの開設について、平成29年度へ繰り越した28年度予算の再度繰越（事故繰越し）について、大分県水道ビジョンの策定について、平成29年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について及び平成29年度大分県病院事業会計決算についてなど、執行部から報告を受けた。

(5) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。

(6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

(7) 県外所管事務調査の日程及び行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班	副主幹	長尾真也
政策調査課調査広報班	主事	佐藤和哉

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成30年6月22日（金）13：30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係

13：30～14：15

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 69号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 73号議案 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について

継続請願 24 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

継続請願 29 公的年金制度の改善についての意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 17 「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記・表現等についての慎重な取扱いについて

陳 情 19 「東京都・受動喫煙防止条例」と同趣旨の条例制定を進めることについて

(4) 県内所管事務調査のまとめ

①保健事業における保健所と市町村との連携について

(5) 諸般の報告

①OITAえんむす部出合いサポートセンターの開設について

(6) その他

3 生活環境部関係

14：15～15：25

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：文教警察委員会）

第 84号議案 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 74号議案 大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 75号議案 おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第 76号議案 大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

請 願 31 日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①犯罪被害者等への支援について

(4) 諸般の報告

- ①平成29年度へ繰越した28年度予算の再度繰越（事故繰越）について
- ②大分県水道ビジョンの策定について
- ③大分県地域防災計画の修正について

(5) その他

4 病院局関係

15:25～15:55

(1) 諸般の報告

- ①平成29年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について
- ②平成29年度大分県病院事業会計決算について
- ③大規模改修1期工事の工事請負契約の変更について

(2) その他

5 協議事項

15:55～16:05

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

また、本日は、委員外議員として木付議員、羽野議員、堤議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、請願1件、総務企画委員会から合い議がありました議案1件、文教警察委員会から合い議がありました議案1件、前回からの継続請願2件、陳情2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

西永医療政策課長 委員会資料の1ページをお開きください。

第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてです。

なお、議案書は7ページですが、委員会資料で説明を行います。

まず、1条例の概要についてですが、本条例は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する、いわゆる権限委譲について、必要な事項を定めたものです。

次に、2改正の理由についてですが、医療法及び医療法施行規則の一部改正により、病院の医師の宿直免除規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、3改正の内容については、病院の医師の宿直免除規定の改正イメージにありますように、病院には、医師の宿直義務が課せられてい

ますが、その例外として、従前は、医師が病院に隣接した場所に居住する場合に宿直が免除されておりました。

今回の法令改正により、宿直が免除される場合が、医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合等に改められたことから、条例の規定を整備するものです。

施行期日は、公布の日としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第73号議案病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

西永医療政策課長 委員会資料の2ページをお開きください。

第73号議案病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

なお、議案書は18ページですが、委員会資料で説明を行います。

まず、1条例の概要についてですが、本条例は、医療法の規定に基づき、病床数の算定方法

や病院及び診療所の人員等に関する基準を定めたものです。

次に、2改正の理由についてですが、医療法及び医療法施行規則の改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、3改正の内容について御説明いたします。

(1)の既存病床数の算定方法の改正についてですが、既存病床数とは、資料右側の参考1にありますように、病院及び診療所の病床数から、主に治療のために用いられる病床等を除いた数のことを言います。

既存病床数が医療計画に定める病床の整備目標数であります基準病床数を越える地域では、医療法により原則、病院等の開設・増床は認められないこととなっています。

今回の改正ですが、(1)①のICU、CCU等については、治療後も一定期間利用されている実態を踏まえ、国の省令により、算定する取扱いに改められたことに伴い、関係条例の規定を整備するものです。なお、この改正は算定方法を改めるものであって、現在の実際の病床数に影響を与えるものではありません。

次に、②の介護老人保健施設等の入所定員数については、医療と介護の中間的施設ということで半数を既存病床数に算定するよう規定されています。しかし、介護老人保健施設等の円滑な整備に影響が生じるため、国の省令の附則により、現行は適用されておりません。

今回、介護医療院の創設にあわせて、実態に則して省令の本則の規定が削除されたことから、関係条例の規定を整備するものです。なお、資料右側参考2に、今回の算定方法の改正イメージをお示ししております。

(2)については、経過措置を延長するという規定です。介護保険法の改正により、療養病床の介護老人保健施設等への転換期限が6年間延長されたことに伴い、看護師等の配置基準を緩和する等の経過措置についても、同様に期間を延長するものです。

(3)については、医療法改正による条ずれがありましたので、規定を整備するものです。

最後に、4施行期日については、公布の日からの施行としていますが、(3)については、医療法等の一部を改正する法律に規定する政令で定める日からとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないのでこれより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

藤丸国保医療課長 お手元の青色の継続請願文書表1ページをお開きください。

請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度等は、県、市町村とも厳しい財政状況にある中、所得制限は設けず、助成方式も現物給付とするなど、充実した制度内容となっています。

他方、国は、地方単独医療費助成の現物給付化に伴う医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国保の国庫負担を減額する措置を講じています。

しかし、国は、全ての市町村が未就学児を対象に何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、今年度より、未就学児分の医療費助成については、減額措置を廃止しました。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

堤委員外議員 一つ確認したいんだけど、国が減額措置廃止を未就学児にしたわね。県は今度、重度の障がいを持っている方々の窓口負担の非常にすばらしい制度を作ったよね。これは結局、減額措置を免れるためにこういう障がい者についてやったんだけど、この減額措置そのものが国としてなくなれば、非常にそれが後追いになりますよね。そういう点では、この継続請願というのは県としてもぜひ実施していただきたいという考えでいいんでしょうか。

藤丸国保医療課長 この減額措置の取扱いにつきましては、県でも国に要望を行っており、今年度も国に廃止について要望を行ったところでございます。

嶋副委員長 この減額措置は地方自治体のペナルティーの意味合いが大きかったわけでありまして、減額措置の廃止は要望が相次いでいたわけでありまして、今般、今年度から未就学児については子育て支援を優先して無条件で廃止をするということになりました。一定の前進だと思いますので、この請願については一旦ここで区切りを付けた方がいいのではないかなと考えます。

衛藤委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、採択についてお諮りをしたいと思います。今、反対の御意見……。ございますか。

堤委員外議員 今のは反対の意見やったの。

嶋副委員長 区切りを付ける。

衛藤委員長 区切りを付ける、はい。

嶋副委員長 この請願については一定の前進があったと思います。

堤委員外議員 さっき無条件で前進したというけど、結局、未就学児のペナルティー解除については、子ども医療費じゃなくて、それ以外の少子化対策に基本的に原則使いなさいということで、無条件にこの子ども医療費に使われるこ

とに対して、新たに拡充することに対しては、それは減額措置は継続するという中身の約束やったね。

嶋副委員長 無条件の意味が違う。

堤委員外議員 無条件じゃないんよ、これは。制度的には。

嶋副委員長 いやいや、無条件の意味が違う。

堤委員外議員 ああ、そうかい。まあ、そういうこと。

衛藤委員長 堤議員、今、委員外議員の方の質疑は行っておりません。今は委員の中で請願の取扱いについて協議している状態ですので。

堤委員 はい、どうぞ。

嶋副委員長 自治体によってはいろいろ制限を付けてやっているところを含めて、無条件で廃止をしようというふうに決まったということを申し上げたんです。

堤委員外議員 それは……。

木田委員 一つ確認させていただいていいですか。学齢期の子どもに対する市単独で助成枠を拡大しているところについては、やっぱり国保のペナルティーは今後もまだあるという現状でよろしいかどうか、教えていただきたい。

藤丸国保医療課長 小中学生につきましては、減額措置は継続しているということです。今年度から廃止されたのは義務教育就学前の未就学児ということになります。

木田委員 県内で単独で助成されている国保の医療費の、ペナルティーを受ける額がいくらか分かれば。

藤丸国保医療課長 29年度の状況に基づいて私どもで計算したところ、子ども医療費助成については、減額されるのが1, 165万9千円、それから、ひとり親家庭の医療費助成については4, 416万8千円と試算しております。

木田委員 ひとり親は結構大きいよね、やっぱり。

衛藤委員長 それでは、一応質疑は一旦これで終わりということよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、これより請願の取扱いについての協議に入りたいと思います。

いかがいたしましょうか。（「採択」と言う者あり）

衛藤委員長 それでは、採択についてお諮りしたいと思います。（発言する者あり）はい、どうぞ。質問ですか。

玉田委員 いや、協議の方向について。今、採択という話が出ましたけど、我々は少しまだ様子を見たいので、次回まで継続ということで判断しておりますけれども。

衛藤委員長 ただいま継続審査のお声がございました。それでは、継続審査についてお諮りをします。

本請願は継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は継続審査としないことと採決をいたします。

それでは、採択についてお諮りいたします。

本請願は採択すべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は不採択と採決をいたします。

それでは、不採択として採決をいたしました。

続いて、継続請願29公的年金制度の改善についての意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

笹原保護・監査指導室長 お手元の青色の継続請願文書表2ページをお開きください。

請願29公的年金制度の改善についての意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

3月の第1回定例会でも御説明しましたとおり、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（年金改革法）は、少子高齢化が進む中で、公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるようにするために、制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的に安心な年金制度を構築するために国が導入したものです。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

嶋副委員長 この年金制度改革は、少子・高齢化が進む中で、持続可能な年金制度をしっかりと維持していくために、本来行うべき調整がこれまで行われていなかったと。そのため、高止まりしていた年金支給額を本来の額に戻す調整がありまして、とはいえ、財源に限りがあつて、ここでずっと調整せずに進めていくと、将来世代がもらえる年金が減ってしまいます。このたびの改革は、世代間格差を是正するという意義があるということでもあります。ただ、まだまだ十分ではないところもあり、低所得の高齢者対策等々必要なところはありますけれども、いずれにしても、抜本的改革が必要です。

この請願の趣旨とはちょっと違う意見を私どもは持っておりますので、この請願についてはそういう意見でございます。

衛藤委員長 ほかに質疑、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は質疑などございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これより請願の取扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。（「採決」と言う

者あり)

今、採決との声がありました。

それでは、採択についてお諮りいたします。

本請願は採択すべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により委員長が可否を決します。

委員長は不採択と採決をいたします。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査を行います。

まず、陳情17「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記・表現等についての慎重な取扱いについて、執行部から、説明をお願いします。

笹原保護・監査指導室長 お手元の赤色の「陳情文書表」の1ページをお開きください。

陳情17「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記・表現等についての慎重な取扱いに関する陳情について、御説明申し上げます。

生活保護法等の法令において、「生活保護受給」及び「生活保護利用」の用語を定義した規定はありませんが、国は、関係通知等において、「生活保護を受給する」、「生活保護を受ける」、「生活保護受給者」といった「受給」という表記をしています。

本県においても、国と同様に、「受給」という趣旨で表記しているところです。

なお、国から「生活保護受給」又は「生活保護利用」の表現、使用について留意する旨の通知等はありません。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはあ

りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

続きまして、陳情19「東京都・受動喫煙防止条例」と同趣旨の条例制定を進めることについて、執行部から説明をお願いします。

藤内健康づくり支援課長 お手元の赤色の陳情文書表3ページをお開きください。

陳情19「東京都・受動喫煙防止条例」と同趣旨の条例制定を進めることについて、御説明申し上げます。

まず、受動喫煙防止条例の全国の制定状況でございますが、現在、都道府県レベルでは、神奈川、兵庫、広島の3県において制定されております。

また、国は、開会中の通常国会に受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正法案を提出し、6月19日に衆議院を通過し、現在参議院で審議し、成立を目指しています。

東京都は、改正法より厳しい規制、具体的には「従業員を雇っている飲食店は面積にかかわらず原則禁煙とする」などを盛り込んだ条例案を現在、開会中の議会に提案しています。

本県としましては、改正法施行に伴う相談窓口の設置や、飲食店の指導などの事務を着実にを行うとともに、受動喫煙防止対策は、重要な課題として認識しており、大分県がん対策推進条例及び生涯健康県おおいだ21に基づき、受動喫煙による健康被害の防止と禁煙したい人への支援に取り組むこととしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

以上で付託外案件の審査を終わります。

次に県内所管事務調査のまとめを行います。

福祉保健部関係では、保健事業における保健所と市町村との連携について、執行部から説明をお願いします。

長谷尾福祉保健部長 まず、私からお礼を申し上げます。

委員の皆さまには、5月7日から5月30日にかけて、計7日間にわたり、福祉保健部所管の県地方機関6保健所、3保健部、その他こども・女性相談支援センター等4機関や福祉施設等10施設を調査いただき、貴重な御意見、御指導を賜りまして、誠にありがとうございました。

当部としましては、各委員の御意見等を率直に受け止めるとともに、福祉施設等の方々のお話しもよく伺いながら、一層連携を密にして、保健・医療・福祉行政を進めてまいり所存でございますので、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は、調査の中で委員から御意見・御質問をいただきました、保健事業における保健所と市町村との連携につきまして、担当課長から説明させていただきます。

幸福祉保健企画課長 委員会資料の3ページをお開きください。

保健事業における保健所と市町村との連携について御説明します。

まず、1の本県における現状と課題についてです。

保健分野の現状と課題として、(1)高齢化の進行や(2)死因の約半数ががんなど三大生活習慣病であること、(3)県内市町村国保の一人当たり医療費が、全国で4番目の高さとなっていることなどがあります。

また、健康寿命日本一の実現に向けては、男女ともおよそ2歳のさらなる延伸が必要であることから、保健所と市町村とが連携して健康保持・増進に取り組むことが必要です。

そのため、2の保健事業における保健所による市町村支援に掲げる取組を行っているところです。

まず、(1)の市町村健康増進事業への支援ですが、県では、健康寿命に影響を及ぼす生活習慣などの実態を把握するため、平成28年度

に県民健康意識行動調査を実施しました。

調査結果で明らかになった地域の健康課題の解決に向けて、29年度から、右の表にありますように、それぞれの地域の特性に応じた取組を市町村と連携して実施しているところです。

例えば、表の上から4列目の日出町では、塩分摂取量が高いという地域特性があることから、事業所への減塩指導や高血圧重症化予防教室などを実施しています。

また、3列下の臼杵市では、肥満の割合が高いことから、健康経営事業所等への運動トレーナーの派遣や食生活に関する出前講座などを行っています。

次に、(2)の市町村国保事業への支援については、①平成30年度からの国保広域化に伴い県も保険者となったことから、市町村との連携を一層強化していくこととしており、②29年度に策定した第二期データヘルス計画に基づき、特定健康診査や保健指導の推進など市町村の取組を支援するため、県としては、レセプトデータ等の分析及び分析結果の提供、研修会の開催などを行っています。

最後に、(3)の市町村地域包括ケアシステムの推進への支援についてです。

本県では、①高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、県内全市町村で地域ケア会議を実施しています。この会議に保健所が参加し、ケアプラン作成に係る専門的見地からの助言を行っています。

②在宅医療・介護連携の推進に向けては、郡市医師会や病院等の関係機関に対して、多職種連携のための研修への参加などの協力要請を行っています。

また、③本年度からは、市町村の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医等の参加のもと、事例検討を行う地域ケア会議を、日田市や豊後大野市など県内6市でモデル実施します。

このように、保健所と市町村とが連携した保健事業の取組を通じて、健康寿命日本一の実現につなげていきたいと考えています。

衛藤委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に、御質問などはございませんか。

戸高委員 これは所管事務調査でも申し上げたんですけれども、意識調査の内容とテーマが合致しているかというところで、意識調査に基づいた健康課題の取組になっていると思うんですけど、意識調査ではなくて現実の受診の割合。例えば、南部でいうと佐伯とかは、乳がん検診の受診の割合が低いと書いていましたけど、国保のデータから見ると、非常に佐伯は乳がん検診は高いんですね。しかも、そのときあったデータが2年連続検診も一番ここは高かったんですね。

だから、健康課題として、地元が決めることなんですけど、それぞれが本当に実態に合った健康課題の調査になっているかというところの御指摘をさせていただいたと思うんですが、その辺の考え方について、もう一回お聞きしたいと思います。

幸福社保健企画課長 これは意識調査ということですので、例えば、さきほどおっしゃった南部については、女性の乳がん検診ということでございます。この調査の仕方が受けたというのは、本人の調査結果により受けたという形です。実際の検診結果とは少し異なる場合もあるかもしれません。調査の中では南部保健所が28.0%。それで、県内でいえば下から3番目、16位という状況にございます。そういった中で、ほかの調査項目等も、肺がん検診等も南部保健所はあるんですけれども、市町村とも協議した中で、そういったものについて課題として取り上げていくということで今、健康課題の解決に向けて取組をするということです。

戸高委員 今、16位という話なんですけど、それは現実に、本当のデータなのかということなんです。意識調査は分かるんですけど、それぞれお金、別に悪いとかいう話をしているわけじゃなくて、こういう既に分かっている検診のデータがあれば、それを基にする方が本当は正しいじゃないかということを行っているんですけど、ちょっとその辺だけ。

幸福社保健企画課長 例えば、乳がん検診でございまして。今、手元でございますのは、佐伯市であれば24.7%と承知しております。これは県内では、中位程度ではないかなと思っておりますので、そういった意味の順位等も含めて、これから整理しながら取組を進めていければと思っております。

藤内健康づくり支援課長 例えば、乳がん検診も市町村が実施主体となる検診の受診者というのは地域保健健康増進事業報告で毎年把握されるんですが、これは市町村が実施する分のみなので、事業所で受けた分とか医療機関で受けた分というのはカウントできないんです。そういう意味で、確かに今回、意識調査で回答していただいた、受けたか受けなかったかというのは、どこで受けたかということをして網羅した上で率を出していきますので、既存のそういう報告で上がってくる率と意識調査で出てきた率は若干意味合いが違うんです。そういう意味では、今回の意識調査で上がってきたものの方が、どこで受けたかも全部ひっくめて佐伯市は低いというように考えられたということで、課題として取り上げられたと考えております。

戸高委員 それはよく分かっているんですけど、一番課題なのは、市町村検診の部分だと思うんですね。一番検診に行きにくいとか、こちらからアプローチしないとかなかなかできないとかという、そこの部分だと思うんです。そこのデータの方が一番重要視するところだと思います。悪いという話をしているわけじゃなくて、実態に沿った調査じゃないと、やっぱり本当の課題がちょっとどうなのかというところが心配になったものですから申し上げました。

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

御手洗こども未来課長 委員会資料の4ページをお開きください。

若者の出会いを応援する、OITAえんむす部出会いサポートセンターの開設に向けて準備を進めてきましたが、いよいよ開所の運びとなりましたので報告いたします。

1センターの概要ですが、OASISひろば21の1階のアトリウムプラザ前に、6月27日水曜日に開所いたします。営業時間は、平日・土曜は20時まで、日曜・祝日も18時までと、お勤めの方も利用しやすい時間としています。スタッフは4名体制で、経験豊富な結婚支援員等が常駐して対応することとしております。

2実施業務ですが、一番の特徴は、(1)の1対1のお見合いの実施でございます。

登録料は1万円とし、有効期間は2年としております。お見合いの流れは、入会申込、会員登録、お相手検索、お見合い、交際、結婚という順になります。

当面は、会員の募集に力を入れ、8月からお相手検索を開始したいと考えております。

また、その右の(2)にあります、婚活イベントや婚活セミナーも、これまで同様継続して実施します。

さらに、このサポートセンターの2番目の特徴として、(3)にありますように、お見合いや婚活イベントで成立したカップルに対するアフターフォローもしっかり行い、成婚につなげていくこととしております。

また、県内各地の団体とも連携し、婚活イベントの情報発信等にも協力していきたいと思っています。

なお、27日は開所式を開催することとしており、新郎新婦にふんした若者等による除幕式を行い、若者にしっかりアピールしたいと思っています。

県下全域で結婚の機運を一層盛り上げるため、出会いサポートセンターの周知に努め、市町村や企業、あらゆる関係団体の協力をいただきながら、まずは、会員の募集に力を入れてまいります。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

木田委員 これも昨年度からいろいろとこちらからも要望というか提案もさせていただきながら、やっとサポートセンターの開設というのできて、ありがたく思っています。一緒に先進地というか、茨城県さんの取組を見に行きまして、あちらは県の機関を使って、お見合いの場所というのを提供されておりました。今のところ大分市の1か所だけで当面運営されて、今後、実際に来所していただいているからということ。中津だとか日田とか佐伯とか豊肥地区もかなり遠いところがございますけど、今後はそういった対策をどう進めていこうとお考えなのか、教えていただければと思います。

御手洗こども未来課長 大分市以外のところとの連携といたしますか、会員さんに入会していただくことも当然課題と思っております。イベントなどは、いろんな県内各地のイベントなども予定しておりますし、そういったところに出向いたときに御意見なども聞きながら、会員登録もどうやったらしやすいとか、その辺の相談もしながら、これからしっかり地域とも連携していきたいと思っております。

木田委員 目標成立数をどこかで見たことがあるんですが、それはどういった設定をされていたのか、教えていただけますか。

御手洗こども未来課長 他県の数なども参考にしまして、当面、3年間で1,200人の登録、それから、成立、成婚数40組を目標としております。

木田委員 3年で。

御手洗こども未来課長 はい。頑張ります。

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。

玉田委員 一般質問のやり取りの中で少し確認したいことがあるので質問をします。

一つは、放課後等デイサービスの問題で、吉岡議員が再質問の中で、報酬の仕組みが変わって、廃業を考えているという人もいるけど、大

分県内ではどうかというような御質問をされていまして。そのとき部長は、ないというお話でしたが、この4月から法改正で新たに運営がスタートし、今のところ事業者のお話を聞くと、そこの対応に追われているという状況みたいなんです。今、県が把握している状況ですね、報酬が変わってどういう状況になっているかというのが分かれば教えていただきたい。

それからもう一つは、これもまた部長の答弁で、発達障がいの問題で、やっぱり早期発見が重要なんだという話をされていまして。そういう中で、保育コーディネーターとホームスタート、これはやっぱりとても大事な事業を組まれているんですけれども。それぞれの保育コーディネーターの人数目標、例えば、平成31年度目標を300人にするとかホームスタートが31年度目標を192人とか、こういう数値目標を掲げてやられているんですけれども、今の運営状況ですね。そういうことも含めて、分かる範囲で結構ですから話していただきたいと思えます。

もう一点、生活困窮者の問題で、これも原田議員からの一般質問の中で、改正住宅セーフティネット法の問題が出ました。これは土木建築部の担当ということで、阿部部長もお答えになっていましてけれども、福祉の領域にも随分踏み込んで、大事なことなんだなと思っているんです。その中で、居住支援協議会の中の福祉保健部の関わり方というのは今どうなっているか、教えていただきたいと思えます。

二日市障害福祉課長 まず、放課後デイサービスについてお答え申し上げます。

吉岡議員の一般質問に対しまして、県の現状を部長から御説明申し上げます。報酬改定は、30年4月からなんですけど、人員基準の配置については、29年4月から改正されておりまして、既存の施設は1年間の猶予期間があつて、今年4月から本格的にということになりました。

いろんな加算はあるんですけど、それを除いて単純に計算しますと、児童一人について、月に20日利用した場合、月額で13万6千円の報酬単価だったものが、障がい程度の軽い児童

が半数以上だった場合は12万2千円、障がい程度の重い児童が半数以上だった場合は13万1千円ということで、それぞれ月額にして1万4千円とか5千円とかの単価が下がったということになります。ただ、障がいの重い児童を受け入れている場合の職員加算と別の仕組みですね。あるいは、専門職を配置した場合の加算など、手厚くすれば、そこに対して加算するという仕組みも同時にできていますので、大きく下がったと、新聞報道では2割減と、全国的に報酬が2割減というのが出ておりますが、一概には言えないかと思えます。今のところ、議会で申し上げましたように、既存のところでは今回の報酬改正で事業を廃止するという声は聞いておりませんが、今後、4月分の報酬は6月以降に影響が出てきますので、事業者の声も聞いていきたいと思っております。国も5月に今回の報酬改定の影響についての調査をしておりますので、今後対応を検討すると聞いておりますので、その状況も見ていきたいと思っております。

それから、二つ目の発達障がいについてですが、保育コーディネーターなどについては、こども未来課ですけれども、今、私どもが答弁の際に聞いた範囲では、保育コーディネーターは今378人で、今年度以降も毎年100人程度育成を続けていくということを計画しております。

御手洗こども未来課長 保育コーディネーターの件を少し補足させてください。

現在、約6割ぐらいの保育施設にそれで配置されていることとなりますので、その辺りはこれからまだまだ増やして、できるだけ多くの保育施設に保育コーディネーターを配置できるようにしたいと思っております。あと、29年度から新たに保育コーディネーターを終了した方に、さらにフォローアップ研修を実施しております。さらなる専門性向上に努めているところですよ。

ホームスタートに関してですが、これは研修を受けた地域のボランティアの方が家庭に定期的に訪問する制度でございますけれども、お母さんの悩みを聞いたり、育児や家事を一緒に行

うなどして寄り添いながら活動しております。現在、12市町で12団体が活動しております。家庭に訪問するビジターさんは291人いらっしゃいます。そのビジターさんをいろいろとサポートする、調整役、オーガナイザーといいますが、その方は45人いらっしゃいます。

29年度の活動実績ですけれども、74家庭に延べ625回訪問しております。そういうことで、ビジターさんのスキルアップの研修も今年から県が実施するようになりまして、今年も10月に予定しております。新しいビジターさんの発掘などは、例えば、豊後大野市でしたら、やしの実さんとかが非常に先進的な活動をしていらっしゃいますが、そういったところを市報とかにも掲載して、ビジターさんになりませんかという呼びかけもしながら、今、底辺を広げているところでございます。

長谷尾福祉保健部長 3点目、生活困窮者の住宅確保の件でございます。

確かに、元々の制度が国交省発でしたので、土木建築部長がお答えしましたけれども、非常に難しい分野であります。いわゆる公営住宅で確保するというのに加えて、賃貸住宅でも確保しようということになったものですから、とたんに話が難しくなったんですけれども。私どもとしては対策協議会に当然福祉保健部、各課が入っておりますので、この辺のところは今後また深めていけるように努めてまいりたいと考えております。

玉田委員 最初の子どもの問題については、先般の県内の事務調査でも犬飼の萌葱の郷へ行って我々も話を聞いてきました。特にやっぱりアウトリーチの重要性というのがあると思うので、そこからしっかりと専門につなぐというのを重点的にやってほしいと思います。

それから、放課後デイサービスについては、やっぱりサービス時間が短い中でプログラムを打って頑張っていますので、そこをしっかりと後押ししてほしいと思います。

また、住宅セーフティネットですけれども、制度だけ見ると、どうも供給者側の仕組みみたいなイメージがあって、協議会は不動産関係者

の方がやって、やっぱり貸す側の意向が強いんじゃないかなと。そういう中で今出ている問題が、連帯保証人をどうするかとか、それから、住宅政策で今までずっと公営住宅は県が担ってきたけれど、生活困窮者の問題は市町村が権限を持っているので、そこでの調整をどうするかとか、いろいろな意見が聞こえてきます。むしろ大分県の場合は、答弁を聞いて思ったんですけれども、福祉の色をもうちょっと濃く出していった方が近づくのかなと思いましたので、今後また検討を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

衛藤委員長 私からその他で一つお伺ひしたいんですけれども。

外国人の国保の利用について、最近、報道もされているんですけれども、外国人が医療目的で日本に来て国保を使うときに、留学生ビザであったりとか、そういうので国保に加入して、それで高額療養費制度をやってフリーライドしているという報道がなされているんですけれども、大分県の外国人の高額療養費制度の利用実態というのはどうなっているのでしょうか。

藤丸国保医療課長 私も報道等で見っておりますけれども、今の段階でおっしゃったような外国人の高額療養費制度の利用状況については正確な数字は持ち合わせておりません。国でも調査をすると聞いておりますが、県としてもまた調査しないとイケないかなと考えております。

衛藤委員長 承知しました。実際に高額療養費制度の現在の利用状況、件数、金額について、委員会でもお示しいたきますようお願いいたします。

遅くとも次の定例会、できればそれ以前にまとまれば、それまでに各委員に報告をしていただければと要請する次第でございます。

藤丸国保医療課長 今のは外国人を含めた全体。

衛藤委員長 全体ですね。

藤丸国保医療課長 それと外国人……。

衛藤委員長 外国人の高額療養費制度の利用実態です。国保全体で、その中で高額療養費制度も分かるようにしてください。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これを

もちまして福祉保健部関係の審査を終わります。
執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

衛藤委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として木付議員、羽野議員、堤議員に出席いただいております。それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、文教警察委員会から合い議のありました第84号議案大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安藤私学振興・青少年課長 議案書37ページ第84号議案大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について）御説明します。

資料1ページの1の（1）を御覧ください。

来年4月に大分県立武道スポーツセンターが設置されるにあたり、大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正されるのにあわせて、青少年の健全な育成に関する条例を整備いたします。

（2）を御覧ください。大分県スポーツ推進条例の制定や日本体育協会の日本スポーツ協会への名称変更など、近年では「スポーツ」という言葉が広く普及してきているため、青少年の健全な育成に関する条例においても「体育施設」を「スポーツ施設」に改正いたします。

2の改正の内容にその改正部分を記載しております。条例第12条の「体育施設」を「スポーツ施設」に改正いたします。その他「これまでひらがなで「すべて」と記載していたところを漢字表記に変更するものです。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日からの施行としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに、決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第74号議案大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

橋本自然保護推進室長 議案書20ページ第74号議案大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

資料2ページをお開きください。

この条例は、九重町長者原に平成10年に県が設置した長者原オートキャンプ場、長者原園地の二つの施設の設置及び管理について定めたものです。

まず、1の施設の概要を御覧ください。

長者原オートキャンプ場は40区画のオートサイト、10棟のケビンほかの設備を有し、長者原園地は園地のほか、駐車場などを有しており、平成26年度から今年度末までの5年間を有限会社吉武建設を指定管理者として、利用料金制でキャンプ場の収益でキャンプ場と園地を管理運営しています。

2の譲与についてを御覧ください。

大分県行財政改革アクションプランで、「市町村や民間による活用が期待できる施設として、施設のあり方を検討する」、実施時期は「指定管理期間の終期を目標」とされておりましたので、これまで、地元の九重町と協議を重ねてきました。

その結果、オートキャンプ場のみを譲与し園地は県が事業を継続します。その管理運営については同一の指定管理者による一体的な管理を行うことで合意し、昨年度の大分県行財政改革推進委員会でも承認をいただいております。

3の改正内容を御覧ください。

長者原オートキャンプ場の九重町への譲与に伴う改正で、題名を「大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例」に改め、位置規程からオートキャンプ場の削除、利用料金に関する規定の削除などで、施行期日は平成31年4月1日としております。

4の指定管理のスケジュールを御覧ください。

議案の承認をいただきましたら、県が事業を継続する長者原園地の指定管理候補者の募集を7月中旬から開始し、10月下旬に指定管理候補者を決定します。

12月に指定の議決をいただいた後、指定管理者と基本協定を締結し、平成31年4月に指定管理者による管理開始となります。

指定管理期間については、九重町の泉水キャンプ村とあわせた振興策を町と一緒に検討するため、原則5年間のところを2年間としています。目標指標は、オートキャンプ場利用者数としてこれまで同様に年間100人増としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第75号議案おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定につい

て、執行部の説明を求めます。

小林食品・生活衛生課長 議案書22ページ第75号議案、おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明します。

資料3ページをお開きください。

1の経過ですが、平成28年8月に知事と大分市長が動物愛護拠点施設の共同設置に合意し、同年12月におおいた動物愛護センター（仮称）基本構想を制定しました。平成29年6月に土地、既存建物を取得し、平成30年1月に動物保護棟の新築工事に着手し、10月完成予定となっております。

2の概要ですが、主な事業内容は、動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発、動物の引き取り、返還、譲渡等に係る情報の提供、センターの施設及び設備の利用・災害時における動物の適正な飼養を図るための支援としています。

その他として、指定管理者やドッグランの利用料金についても定めています。

右の欄の指定管理者ですが、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務、管理の基準、ドッグランの利用の許可を設けています。

ドッグランの利用料金ですが、利用料金は共同使用スペースで100円から350円、専用使用スペースで1千円から3,500円の範囲内で指定管理者で定め、知事が承認することとなっております。

3の指定管理のスケジュールですが、7月に利用規則案（ドッグラン等の利用時間、休場日など）のパブリックコメントを実施。8月下旬から指定管理者公募。10月下旬に指定管理者選定。12月に指定の議決いただいた後、指定管理者と基本協定を締結し、平成31年2月に開所・指定管理者による管理開始となります。

ドッグランの利用頭数は年間1万1千頭を目標に掲げる予定です。これは、指定管理者が安定的な運営を行うために必要な利用頭数と考えております。

指定管理期間は、施設開所後の利用実績を踏まえた収支状況の検証を行うため、2021年3月までの2年2か月間を予定しています。

4の施行日は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第76号議案大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

小林食品・生活衛生課長 議案書26ページ第76号議案大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

資料4ページをお開きください。

1の概要ですが、一つ目として、係留していない飼い犬の収容について、将来の組織、人員等の在り方に幅を持たせ、民間のノウハウを有効活用し、収容業務の効率化や質の向上を図るため、民間委託等により職員以外の者も従事することができるよう改正するものでございます。

二つ目として、大分県動物愛護センターでは、譲渡支援のためのガイドラインに基づき、譲渡後の適正飼養、終生飼養の普及を図るため、不妊去勢手術やマイクロチップの挿入を譲渡前に実施することから、その実費負担を求めるものでございます。

2の改正の内容ですが、第9条第5項として、「知事は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に第2項の規定による捕獲を委託することができる」などを新たに追加するものです。

また、第18条第2項として、「譲渡のために要した不妊去勢手術などの費用を負担しなけ

ればならない。ただし、知事が公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、この限りでない」を新たに追加するものです。

3の施行日ですが、おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行期日と同日で施行することとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないのでこれより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、請願31日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

河野危機管理室長 日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について御説明いたします。

お手元の請願文書表をお開きください。

防衛省は、本年4月6日に、平成30年度の訓練として、米海兵隊との実動訓練を陸上自衛隊西部方面隊が担当して実施することを発表しました。

この訓練は、平成28年9月1日の日米合同委員会合意に基づき、沖縄県外での訓練の推進と沖縄の負担を軽減するため、現在普天間飛行場に所在するCH-53やMV-22オスプレイ等の訓練活動を沖縄県外に移転するものであり、今年度は西部方面隊を含め、全国の3か所で実施する予定です。

なお、西部方面隊では、本年の10月から12月の間の2週間程度実施するとしており、場所等を含めた訓練計画は今後示されることにな

っています。

本県においては、日出生台演習場において、沖縄の負担軽減を図るため、平成10年度から沖縄県道104号線越えの実弾射撃訓練を苦渋の決断をして受け入れた経緯があり、既にできる限りの負担を担っていることから、これ以上の負担は受け入れられないと考えています。

このため、県と由布市、九重町、玖珠町で構成する日出生台演習場問題協議会（4者協）では、5月21日に九州防衛局に対し要請を行ったところであります。

要請の趣旨は、地域住民の不安解消と安全確保のため、一つ目は、米軍実弾射撃訓練の将来にわたる縮小・廃止、二つ目は、日出生台演習場の米軍使用に関する協定の遵守、三つ目には、特にオスプレイに対する県民の不安も高いことから、米海兵隊との実動訓練を日出生台演習場で行わないよう配慮することについて要請をしたところであります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

二ノ宮委員 さきほど説明があったんですが、私の地元、特に由布市でも訓練自体には賛成、反対という意見があって、4者協という組織を通じて市民の意見等を防衛省の方に常に発信をしています。その内容については、さっき5月21日に行われたとおりですが、基本的にはこれ以上訓練の拡大を行わないということ、それから、事前にできるだけ内容等の開示をしていただくようにという市民の声を常に4者協の中で防衛省に言っているところであります。

今回の意見書については、オスプレイを伴う訓練を行わないようにということで、オスプレイについてはこの中にもありますように、多くの事故等が起こっております。そういうことで、県民の安心・安全の立場からオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないよう求めるもので、ぜひ地元としても採択をお願いしたいと思うものであります。

衛藤委員長 ほかに質疑、御意見等ございますでしょうか。

木田委員 広瀬知事の反対の意思表明をされたのが先月の中旬ぐらいだったと思うんですけども、その後、副知事が九州防衛局へ要請に行っていると思います。6月の頭ですかね、奄美で緊急着陸して、まだ飛び立っていないんじゃないかと思うんですけども、その辺の日程の前後の状況と、奄美のオスプレイはまだ飛び立っていないか、エンジントラブルで奄美に降りたと思うんですが、その辺の状況をちょっと教えていただきたいんですが。

河野危機管理室長 離陸しているか、留まっているかといった状況については、詳細を把握しておりませんので、後ほど調べて御回答させていただきますと思います。

木田委員 副知事が行かれた日にちというのは、オスプレイが奄美に降りたから6月頭だと思うんですけど、二日市副知事が九州防衛局へ行かれた日は。

河野危機管理室長 副知事が九州防衛局に要請に行った日は5月21日です。

木田委員 分かりました。

嶋副委員長 副知事をはじめとする4者協の皆さんが先月、九州防衛局に行って要望したということですが、従来要望してきたことに加えて、オスプレイのことについても言及されたということですよ。確認できればいいんですけど、その中で、日出生台での日米共同訓練でオスプレイを使用する旨の話、あるいは説明があったんですか。

河野危機管理室長 九州防衛局の三貝局長からの回答は、あくまで今度の日出生台訓練に関しては、場所や内容等を今後調整の上、決定されると。それから、訓練内容が決まった段階で関係機関の方に説明をするといった内容のものであり、特にオスプレイに特化した内容についての説明というのはありません。

嶋副委員長 分かりました。

衛藤委員長 ほかに委員の皆さま、御質問、御意見等よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、委員外議員の方は質疑などございますでしょうか。

羽野議員 日出生台演習場に極秘裏に滑走路が整備されているという話を聞いたんですが、御存じですか。

河野危機管理室長 特に子どもはそういった認識というか、話は聞いておりません。

衛藤委員長 よろしいでしょうか。

羽野議員 はい。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これより請願の取扱いについて協議いたします。いかがいたしましょうか。

嶋副委員長 防衛局で具体的な話もなかったというこの段階ですから、ちょっとしばらく様子を見る必要もあると思いますから、請願を継続しておいた方がいいのかなと思いますが。

衛藤委員長 ただいま継続審査のお声がありました。

それでは、継続審査についてお諮りします。

本請願は継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

衛藤委員長 以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。

生活環境部関係では、犯罪被害者等への支援について、御説明をお願いします。

山本生活環境部長 県内所管事務調査のまとめの説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、先月、延べ7日間にわたりまして、生活環境部関係の地方機関、日田市夜明地区の簡易水道施設、玖珠美山高等学校、大分被害者支援センター及び藤河内溪谷の関係団体などを調査していただき、誠にありがとうございました。

今回の調査では、生活環境行政の各般にわたり、様々な御意見や適切な御指導をいただいたところであります。

これらの点につきましては、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させてまいりたいと考えております。

今後とも、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、調査の際にいただきました御意見の中から、犯罪被害者等への支援について担当課長から報告させていただきます。

森崎県民生活・男女共同参画課長 犯罪被害者等への支援について御説明申し上げます。

資料の5ページを御覧ください。

左下にあります大分県犯罪被害者等支援条例は、平成29年第4回定例県議会にて可決成立し、4月1日に施行されました。

また、市町村においても30年度中に条例制定の予定です。

これを受けて、右の欄にありますように、県では、新たな取組を実施します。

1番目の県民等の理解の増進です。県民の理解の増進を図るため、二次的被害の防止に特化した広報・啓発を行うとともに、犯罪被害者等支援シンポジウムを6月30日に開催します。

2番目は、関係機関等の連携の強化、相談窓口の強化です。

各支援関係機関の連携を図るため、大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を設置するとともに、連携の中心的役割を担う被害者等支援コーディネーターを設置します。先日の公益社団法人大分被害者支援センターへの調査であがった「公営住宅への入居について、一部の市町村では、被害者等に配慮した対応も行っているため、県全域に広げてほしい」など、被害者等の居住安定等について支援を望む旨の要望がありました。今後、このような連携体制の中で、課題やその解決方法を協議し、被害者等が県内どこに住んでいても等しく支援を受けられるよう支援の充実を図ってまいります。

3番目は、犯罪被害者等の負担軽減や寄り添い支援です。犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることについては、今回、犯罪被害者等がどの市町村においても同程度の支援が受けられるようにすることを目的として、見舞金を支給した市町村に対する補助制度を実施しています。

さらに、被害者等が自分の気持ちや状況などを整理、記録する「支援ノート」の作成・交付

を行うなど、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を実施します。

今後とも、県条例の規定を実効性あるものとするため、被害者等が受ける直接的な身体的、経済的あるいは精神的な被害に対する支援はもとより、二次的被害の防止を図るなど、各種支援施策を着実に実行していきます。

衛藤委員長 御説明ありがとうございました。ただいまの説明に、御質問などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①から③までの報告を続けてお願いします。

橋本自然保護推進室長 平成29年度へ繰り越した28年度予算の事故繰越しについて、御説明します。

議案書77ページをお開きください。

生活環境部関係では、11災害復旧費の自然公園施設災害復旧事業費471万6千円です。

これは、28年度の熊本地震により被害を受けました阿蘇・くじゅう国立公園内にある諏蛾守越の避難小屋周辺の復旧工事でございます。震災後の技術者の不足や工事場所が高所で作業が困難であることにより、入札不調等が発生し年度内の完成が困難となったことから再度繰越しをしたものです。

この工事につきましては、今月中に完成の予定です。

芦刈環境保全課長 資料6ページをお開きください。

大分県水道ビジョンの策定について御説明します。

初めに、1の策定趣旨等を御覧ください。

この水道ビジョンは、50年先を見据えた大分県内の水道の理想像を描き、水道事業が抱え

る諸課題に対し、安全・持続・強靱の観点から直近10年間の具体的な実現方策や目標を設定し、水道に携わる関係機関の取組の指針とするものです。

策定根拠は、平成26年3月に厚生労働省健康局水道課長から示された都道府県水道ビジョンの策定通知です。

2の現状と課題についてですが、平成22年を境に日本の総人口は減少に転じており、大分県においても給水人口の減少に伴い水道料金収入の減少が想定されます。

また、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や、水道事業の経営主体である市町村職員数の減少や技術の継承の問題、さらに、南海トラフ地震等大規模災害に備えた水道施設の耐震化等が課題として挙げられます。

次に、3の水道ビジョン骨子（案）についてです。第2章及び第3章で大分県の地勢や水資源等の一般概況、給水人口や水道普及率等の水道概況を示し、第4章では県内の自然的社会的条件を踏まえて連携する圏域の設定を行います。

そして、第5章では給水量及び水需要の見通しを示し、第6章及び第7章で現状分析と課題抽出を行い、その課題に対してどのように解決するのか、実施方策や目標を示すことにしています。

続きまして、4の策定のポイントについてですが、安全な水の供給、水道サービスの持続性の確保及び災害に強い施設整備の推進を進めることが大切です。

具体的には、この安全・持続・強靱の観点から、こちらに記載しています事項等について、着実に取組を実施していくことが重要であると考えています。

最後に、5のスケジュールについてですが、市町村としっかり協議を行いながら素案を作成し、12月に意見を伺った後にパブリック・コメントを行い、来年3月に成案を御報告いたします。

渡辺防災対策企画課長 大分県地域防災計画の修正について御説明申し上げます。

資料の7ページをお願いします。

先般6月11日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されましたので、概要について御報告いたします。

まず1点目として、九州北部豪雨災害、台風第18号災害等を踏まえた防災・減災対策の強化についてです。

今回の災害では、激しさを増す雨の中で、自治会や自主防災組織のリーダーが行った、近隣住民への避難の声かけにより早期避難が実現し、改めて、自助・共助の取組の重要性が確認されたところです。そこで、避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対して、住民参加の訓練等の企画から実施までを支援して、避難訓練等の実施率を高めることにより、自助・共助の取組を促進してまいります。

また、孤立した集落への通信手段の確保のため、県等が保有する衛星携帯電話を活用することや、流木などの災害廃棄物の迅速な処理のため、平成29年1月に締結した九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定に基づいた対応を盛り込んでいます。

次に2点目として、県防災関連施策等を踏まえた見直しについてです。

大規模災害が発生した場合は、行政が対応しなければならない業務が膨大となり、特に被災市町村においては、他の自治体からの応援職員を受け入れて業務を継続することが不可欠です。そこで、県災害対策本部に新たに、受援・市町村支援室を設置して体制の強化を図ります。

また、関係機関との情報共有の強化も重要です。現在、構築中の次期防災GIS（大分県災害対応支援システム）においては、関係機関とも幅広く情報共有ができるようシステム改修を進めているところです。

最後に県組織の再編については、今年度から、防災局の組織を見直し、主に自然災害を扱う防災対策企画課と、国民保護を所掌する危機管理室に再編したことなどによるものです。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

堤委員外議員 さっき私は発言ができなかったけど、今回の請願はいいんだけど、河野室長にちょっと確認しておきたいのは、今回、オスプレイについて明確に言っていないと言うんだけど。しかし、防衛省が出している広報の中には、オスプレイの移転訓練を含むと明確に書いているわけです。だから、そういう点では、防衛省から言われたとかじゃなくて、明確に前提がそういうふうになっているんだから、そこら辺はぜひ今後注意をしていただきたいと思います。ちょっとそういう提言だけ。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

衛藤委員長 これより病院局関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として木付議員、羽野議員、堤議員に出席いただいております。

執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

田代病院局長 初めに先般実施された県内所管事務調査のお礼を申し上げます。

委員の皆さま方には、御多忙中にもかかわらず、当院の入退院支援の現場や、精神医療センターの建設予定地を視察していただき、ありがとうございました。

今後とも、県立病院として県民の信頼に応えられる病院となるよう、努力してまいります。

衛藤委員長さんをはじめ、委員の皆さま方には引き続き御指導・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、説明につきましては、次長から行います。

廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、報第8号平成29年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について御説明します。

議案書は84ページになりますが、本日は、お手元にお配りしました委員会資料により、説明させていただきます。

1ページをお開きください。

初めに、資料の表の下にありますとおり、地方公営企業法第26条において、予算を繰り越した場合は、議会で報告しなければならないとされており、この定例会において御報告するものです。

それでは表の中を御覧ください。

県立病院精神医療センター整備事業の繰越についての報告です。

表の右端、繰越理由等の欄にありますとおり、この事業は、県立病院精神医療センター(仮称)の整備を行うものです。繰越理由ですが、精神医療センター建設予定地にある排水処理施設の移転新築及び既存建物撤去が、入札不調により繰り越したものです。

表の左から3番目、翌年度繰越額は6千万円で、財源の内訳は、企業債が5,900万円、一般会計からの補助金が100万円です。

本工事は、外構工事を含み5月14日に5,730万9,120円で契約を行っており、工期は本年9月までを予定しています。

なお、本体の建設工事は、今月8日に入札公告を行っており、10月着工の予定であるため、今回の繰越の影響はありません。

次のページを御覧ください。

参考までに排水処理施設の撤去建物と新設建物の場所を示しています。

点線で囲んだ部分が建設予定地で、その中の処理施設を撤去し、右の新設建物と記載している部分に新たに建設するものです。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

木田委員 入札不調の状況なんですけど、8割方、

県庁の本課のどこかがされていると思うんですけども、確か大規模改修のとき、あれは確かに病床を調整しながら2期に分けての入札不調になったと思うんですが、今回は何か要因があれば。

長野総務経営課総務企画監 いろいろあるんですけど、その中の一つとして、企業側の人材、特に監督さんがいないと。そういうことで、なかなか札を入れていただけなかったという事情がございまして、最終的にはBの企業じゃなくて、大きなA企業まで入札の対象にしたことによって、人がいる企業が入札に参加できて落札したという結果がございまして。

木田委員 企業の規模をAランクまで拡大したことで、大手さんの方まで含めた人材というのか、人の確保について2回目であまりうまくいったという、金額自体は膨らませたとかいうことじゃなくて、当初の予定価格内で落ちたということなんですかね。

長野総務経営課総務企画監 そうでございます。

衛藤委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

波多野総務経営課長 平成29年度大分県病院事業会計決算の概要について御説明します。

委員会資料3ページを御覧ください。

この決算の認定議案につきましては、次の第3回定例会に提案することになりますが、例年、決算の概要については、この第2回定例会の常任委員会において、報告させていただいておりますので、概要を御説明します。

まず、29年度決算のポイントです。

決算の状況の表の左から3番目、黒枠で囲んでいる平成29年度決算額の欄を御覧ください。

一番下、H欄の当期純損益は8億5,500万円の黒字決算となりました。

また、上から3段目のC欄の医業収支についても、2億8,600万円となり、28年度に

引き続き2年連続で黒字になっています。

次に、収支の概要を御覧ください。

収益と費用の主な増減について御説明いたします。

まず、収益面では、①の医業収益が前年度と比べて9億7,200万円の増となっていますが、これは主に入院と外来収益の増によるものです。

入院収益は3億5,100万円の増となっていますが、これは、患者数が2,725人、単価が1,087円増加したことによるものです。

また、外来収益は6億2千万円の増となっていますが、これは、患者数が3,061人減少したものの、外来化学療法等により、単価が3,287円増加したことによるものです。

一方、②の医業外収益の2,500万円の減は、主に一般会計負担金の減によるものです。

次に費用面では、③の医業費用が8億5,400万円の増となっていますが、これは、がん化学療法等による高額薬品の増加等に伴い、材料費が6億3千万円の増となったほか、第2期病院総合情報システム（電子カルテ）の償却が始まり、減価償却費が2億200万円の増となったことが主の要因です。

また、④の医業外費用が7,600万円の減となっていますが、これは主に雑損失の減によるものです。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

財前会計管理課長 大規模改修1期工事の工事請負契約の変更について、御説明します。

資料4ページを御覧ください。

平成28年6月29日に株式会社佐伯建設と締結した工事請負契約を変更するもので、土木建築部から第82号議案として提出していると

ころでございます。

資料の2契約変更事項を御覧ください。

契約金額は、当初の15億8,760万円に対し、変更後は16億580万1,240円となりまして、1,820万1,240円増額するものでございます。

変更理由ですが、無菌治療室を必要とする患者が増加傾向にあり、一定数の無菌治療室の確保が必要となったため、6階西病棟の一般個室5室を無菌治療室へ変更するものでございます。なお、無菌治療室では、空気清浄度を保持し、白血病等の患者を受け入れております。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これもちまして、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、病院局退室〕

衛藤委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に県外所管事務調査について、概要を事務局から説明してください。

（事務局説明）

衛藤委員長 ただいまの説明の中で、御質疑等

はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それではこの案で決定いたします。
なお、今後、訪問先や便の予約の事情などによって行程の一部を変更せざるを得ないような場合は、私に御一任願います。

最後にほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。